

令和元年斜里町議会定例会 9月定例会議 会議録（第3号）

令和元年9月26日（木曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 令和元年度決算審査特別委員会審査報告
- 日程第 3 議案第27号 斜里町土地開発公社の解散について
- 日程第 4 議案第28号 工事請負契約（ボランティア拠点施設（知床自然教育研修所）改修工事）の締結について
- 日程第 5 議案第29号 工事請負契約（知床自然センター外構改修工事）の締結について
- 日程第 6 議案第30号 財産（町有林立木素材）の処分について
- 日程第 7 議案第31号 斜里町会計年度任用職員制度の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第32号 斜里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第33号 斜里町附属機関設置条例の制定について
- 日程第10 議案第34号 斜里町奨学生ふるさとUターン促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第35号 職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第36号 町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第37号 斜里町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第38号 斜里町水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第39号 斜里町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第40号 斜里町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第41号 令和元年度斜里町一般会計補正予算（第3回）について
- 日程第18 議案第42号 令和元年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第19 議案第43号 令和元年度斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について

◎出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 今井千春 議員 | 2番 小暮千秋 議員 |
| 3番 久野聖一 議員 | 4番 山内浩彰 議員 |
| 5番 佐々木健佑 議員 | 6番 木村耕一郎 議員 |

7番	櫻井あけみ	議員	8番	宮内知英	議員
9番	久保耕一郎	議員	10番	若木雅美	議員
11番	海道徹	議員	12番	須田修一郎	議員
13番	金盛典夫	議員			

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬場隆	町長
北雅裕	副町長
岡田秀明	教育長
小林鋼一	代表監査委員
島田秀一	農業委員会会長
増田泰	総務部長
高橋佳宏	民生部長
塚田勝昭	産業部長
芝尾賢司	国保病院事務部長
馬場龍哉	教育部長
百々典男	会計管理者
伊藤智哉	企画総務課長
鹿野能準	財政課長
茂木公司	税務課長
高橋正志	ウトロ支所長
南出康弘	環境課長
鳥居康人	総務部参事
平田和司	住民生活課長
玉置創司	保健福祉課長
鹿野美生子	こども支援課長
高橋誠司	農務課長、農業委員会事務局長
森高志	水産林務課長
河井謙	商工観光課長
荒木敏則	建設課長
榎本竜二	水道課長
菊池勲	生涯学習課長
村上隆広	博物館長

佐々木 剛 志	公民館長
大 野 信 也	図書館長
村 上 和 志	選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

阿 部 公 男	事務局長
竹 川 彰 哲	議事係長
鶴 卷 美 奈	書 記

午前10時00分再開

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 おはようございます。散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により今井議員、小暮議員を指名いたします。

◇ 令和元年度決算審査特別委員会報告 ◇

●金盛議長 議案集3号をお開きください。日程第2、令和元年度決算審査特別委員会に付託した、認定第1号から認定第8号までの審査報告を求めます。令和元年度決算審査特別委員会須田委員長。

●須田決算審査特別委員会委員長 (令和元年度決算審査特別委員会審査報告 内容説明記載省略)

◇ 認定第1号～第8号 ◇

●金盛議長 委員長の報告が終わりました。委員長の報告は、いずれも認定であります。委員長の報告について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、委員長報告についての質疑を終結いたします。

◇ 認定第1号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、認定第1号から認定第8号について、討論採決を行います。はじめに、認定第1号、平成30年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、認定第1号について、採決を行います。認定第1号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって認定第1号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第2号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、認定第2号、平成30年度斜里町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、認定第2号について、採決を行います。認定第2号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって認定第2号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第3号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、認定第3号、平成30年度斜里町国立公園内森林保全事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、認定第3号について、採決を行います。認定第3号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって認定第3号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第4号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、認定第4号、平成30年度斜里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、認定第4号について、採決を行います。認定第4号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって認定第4号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第5号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、認定第5号、平成30年度斜里町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、認定第5号について、採決を行います。認定第5号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって認定第5号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第6号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、認定第6号、平成30年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、認定第6号について、採決を行います。認定第6号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって認定第6号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第7号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、認定第7号、平成30年度斜里町病院事業会計決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、認定第7号について、採決を行います。認定第7号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって認定第7号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第8号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、認定第8号、平成30年度斜里町水道事業会計決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、認定第8号について、採決を行います。認定第8号について、委員長報告の

とおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって認定第8号については、認定と決定いたしました。

午前10時10分

◇ 議案第27号 ◇

●金盛議長 議案集2号をお開きください。日程第3、議案第27号、斜里町土地開発公社の解散について、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 (議案第27号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容の説明が終わりました。これから、議案第27号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第27号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第27号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第27号、斜里町土地開発公社の解散について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第27号について、採決を行います。議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第27号については、原案のとおり可決されました。

午前10時15分

◇ 議案第28号・29号 ◇

●金盛議長 日程第4、議案第28号、工事請負契約(ボランティア拠点施設(知床自然教育研修所)改修工事)の締結についてから、日程第5、議案第29号、工事請負契約(知床自然センター外構改修工事)の締結についてまでの2件を、一括議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 (議案第28号、29号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第28号から、議案第29号までの2件について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第28号から議案第29号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第28号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。はじめに、議案第28号、工事請負契約（ボランティア拠点施設（知床自然教育研修所）改修工事）の締結について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第28号について、採決を行います。議案第28号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第28号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第29号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第29号、工事請負契約（知床自然センター外構改修工事）の締結について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号について、採決を行います。議案第29号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第29号については、原案のとおり可決されました。

午前10時22分

◇ 議案第30号 ◇

●金盛議長 日程第6、議案第30号、財産（町有林立木素材）の処分について、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第30号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容の説明が終わりました。これから、議案第30号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第30号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第30号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第30号、財産（町有林立木素材）の処分について討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号について、採決を行います。議案第30号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第30号については、原案のとおり可決されました。

午前10時26分

◇ 議案第31号～33号 ◇

●金盛議長 日程第7、議案第31号、斜里町会計年度任用職員制度の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第9、議案第33号、斜里町附属機関設置条例の制定についてまでの3件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 （議案第31号～33号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容の説明が終わりました。これから、議案第31号から議案第33号までの3件を、一括して質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 今回の条例改正は、国の法改正に基づいて、職員の身分制度や給与体系などについて明確にすることの条例改正と理解しました。各種手当なども対象は多岐にわたります。フルタイムではないパートタイムに位置づけられる職員に分類されると思いますが、それらの職員は現況と比べて何がどう変わるか、端的にいうとどうなりますか。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 今回の改正において、手当が支給されることになっています。具体的にいうと、先ほどの条例説明のとおり、パートタイム職員については、期末手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当などが支給されることになり、現行の基準では支給されていない手当が改正により支給されることになっています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 パートタイムで働く人たちは、手当類が付いて待遇が改善されます。6月定例会議でも全員協議会にこの件について付されておりました。国会でも会計年度任用職員制度に係る質疑が行われて、正職員と変わらない業務を行っている職員については、正職員にするのが望ましいという趣旨を、担当の大臣が答弁しています。斜里町はそういった方

針に対してどう対応しようとしていますか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 6月の全員協議会でも答弁させていただいたと思いますが、今回の会計年度任用職員の常用職員の待遇にあたっては、現給保障という取り扱いをしています。まずはその制度に基づき、現行の常用職員と定期職員については、制度や身分を移行します。その上で、正職員の道は、今後、何らかの可能性はあるかもしれません。それはこれからの職員採用などの状況になるので、基本的には常用職員の正職員化と会計年度の制度については切り離して考えています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 切り離して考えるということですが、待遇改善を行う、各種手当を支給することになると、パートタイムで働く職員についても、それらの手当などに要する費用が生じてきます。正職員化することによって新たな財政負担が生まれますが、その財源に対して高市大臣は、6月の国会質疑で参議院での議員の質問に対して国としても地方の実態を調査して対応策を検討したいという趣旨を答弁しています。地方が積極的に職員の待遇改善に取り組むことを進めれば、国も何らかの財源措置を講ずる可能性があると思いますが、それに対する認識はいかがでしょうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 来年度の地方財政計画等において、具体的に会計年度任用職員の分で交付税が増えるなど、まだ明示されていないものと認識しています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 来年度の地方財政計画には、まだ組み込まれていないかもしれません。何らかの財源を考えたいというのは、大臣が国会の質疑で答弁したことです。具体的にどのように言っているかということ、高市総務大臣の答弁は、こういった制度改正に伴う地方財政措置につきましては、各地方公共団体の取り組みについて、今後調査をしてしっかりと検討してまいりますということです。新たな任用制度と現在の常用職員との扱いについては別に対応を考えるとということでしたが、積極的に対応を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 現時点では、財政課長の答弁のとおり、国から具体的な提案等や支援があることは聞いていません。現段階では制度移行を着実に進めた上で、環境が変わればその時点でそのような改正も含めた対応をしたいと考えています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 環境が変わるということですが、地方の取り組み状況を調査して国は対応を検討したいと答えています。待っているだけでは、何もやっていないので対応しないということになりかねません。地方として可能な条件付きになるかもしれません。しかし、今

回の制度改正に伴っての正職員と同じ業務を行っている職員については、正職員化していく方針は示されているので、それに向けた検討は取り組むべきだと思います。その上で、財政措置なども求めていくべきではないでしょうか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 6月の全員協議会でも答弁した部分と重なっていて、平成29年4月の高市総務大臣の答弁については、教職員の給与の県費負担から政令市負担教職員になることへの懸念という部分に対して、常勤の臨時職員を常勤にしたかどうかという質問が大臣に向けられ、その答えは業務内容や業務量に応じて適切に判断されるべきものだと言ったものです。その答弁の趣旨は、適切に自治体が判断するものといったものです。可能性がないと言ったわけではないですが、必ず正職員化しなければならないというルールを言ったものでもないです。

財源については、同じくこの時の答弁で、議員がおっしゃったとおり、調査してと言っていました。今年の8月22日に全国の人事担当課長会議が開かれています。この中では、地方側でも会計年度任用職員に対して、我が町でも手当の支給など待遇が向上する部分で4千万円ほどの負担が増えることを、先に明らかにしています。それに対して地方側もその対応について考えないのかということで強く迫っており、これに対して地方から要望の多い事項については、調査結果を踏まえて来年度の地財計画に適切に措置するようにという答弁がされています。

このことをおっしゃっていると思いますが、ご存じのとおり、地財計画に適切に反映するということです。地財計画に適切に反映するというのは、個別の自治体の事情を反映するといった部分ではなく、規模や類似団体における標準的な行政経費、あるいは先進的な自治体の経費、トップランナーという部分もあります。そちらの経費を見込む中で算定するもので、斜里町一つ取って、その調査の結果が出たからといってそれを直接反映するものではないです。先ほど部長は可能性という部分で言ったので、特殊性が反映されることは薄いのではないかと判断しています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 7月の国会質疑の答弁と説明がありましたが、質問している質疑のやり取りは、193回国会の総務委員会第16号、平成29年5月9日の委員会での質疑です。この時の質疑の中身は、教職員を対象とした質疑ではなく、図書館の司書を例に挙げたやり取りが行われています。副町長の認識は誤っていると思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 前段、申したのは、正職員化の部分での引用で申したので、後段の地財計画うんぬんの部分については、その後の状況を踏まえた中での全国人事担当課長会議での説明の内容で申したことです。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今、指摘したのは、教職員という職に関する質疑の答弁と限定的に説明したので指摘しました。具体的には、図書館の司書の正規職員の任用がほとんど無い状態なので、この人たちを正規職員に代わる専門職として現実に勤務している。こういう人たちを正職員化するべきではないかという例を引き出してのやり取りがあったということです。職種として教職員に限定したのではなく、一般的に正職員と同じような業務をしている人たちを対象にした議論がなされたことは、お互いに認識すべきではないでしょうか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 その前後関係は、種々質問が重なっている中でのことなので、どこを引用するかはその部分をいつているのであって、議員のおっしゃる経過をたどっている部分を否定するつもりはありません。ただ、ここで言いたいのは、正職員としての任用が可能であるからそうしなさいという論理にはならないと言ったまでです。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 自治体が正職員化を実施する、今回の条例で待遇改善を実施するとなれば、それなりの財源が必要となるのも事実です。一挙に職員の待遇改善の実施は、なかなか難しい要件もあることは理解できます。しかし、同時に皆さんがやる気を持って働く環境をつくるためにも、法の趣旨を踏まえて積極的な対応を求めて質問を終わります。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 今回の会計年度任用職員制度で、斜里町だけではないですが、臨時的職員、うちの特殊性でいうと常用職員、定期職員という特殊な雇用形態があったのは事実です。その関係職員は、私の目で見ても一生懸命頑張っている、一緒に釜の飯を食った仲間です。できる限りの待遇の保証は当然していきたくて私を含めて町長の思いでもあります。そういう中ではありますが、国の求める制度は厳格性を求めた部分で、今の制度の内容がそのまま生き残ることではないのも事実です。

そういう中で、待遇改善で会計年度任用職員になることで4千万円ほどの人件費の増があると報告しました。これに加えて現給保障を今回の条例の附則で盛り込んでいます。この現給保障ですと、7千数百万円の現給保障額が出ます。さらに新たな会計年度任用職員には、1年過ぎてからになります。退職手当が支給されます。そうすると、仮に試算している部分で、これから内容を詰めていかなければなりません。退職手当組合の負担金は、先ほど4千万円の人件費増と申しましたが、もしかするとそれ以上の負担金が必要となります。現給保障を除いても1億円程度の人件費増になります。

また、そういう中で、職員の採用については、現状、苦しい人員体制でやっている部分もあるので、その補充について新規採用も含めて精力的にやっていきたい思いはありますが、そこは一線を引いて制度的なものはやらなければならないと思います。全くその道がないと言っているのではなく、制度にのっとった採用は採用の道をしなければならない。会計年度任用職員制度が入るからその部分で新採用になることにはならないと言っている

までです。

●金盛議長 他、ございませんか。若木議員。

●若木議員 行政の職員の方々は、正規による採用で公平、公正な担保をしながら、今後の人材育成を担っていかなければいけないと思います。その中で、正規の方々が定数もそうですが減っている中で、それを臨時や非常勤で埋め合わせをする考え方自体が違う部分があり、今回の整理もされてきていると思います。今後、正規職員になる道は閉ざされているわけではないとお話もありました。埋め合わせをしている人材を底上げされていますが、そういう人たちが担っている場所は、本来は正規の方々が担わなければならないという考えの下で、人件費の課題もあります。住民にサービスをしていく上では、そういう観点での採用もするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 今回の制度については制度移行が前提になるので、その上で、今後の定数配置も含めて各職場では、いろいろな意味で社会状況の変化で変わる可能性はありますが、あくまでもそれぞれ制度の中で動いている部分があるので、その中で今後考えていくことになると思います。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 確認させてください。今回の会計年度任用職員と役場を退職された方々が使っている再任用は、どのような関係になりますか。

●金盛議長 答弁保留のまま、休憩といたします。11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時25分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。保留中の櫻井議員に対する答弁を、伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 会計年度任用職員と再任用職員の区分けについてですが、再任用職員は定数内職員、会計年度任用職員は定数外職員です。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 会計年度任用職員が定数外職員、再任用職員が定数内職員ということは、再任用職員に対する今回の処遇改善は当てはまらないと考えてよいですか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 再任用職員については、現行の維持をすることになっています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 再任用職員は、また少し違った部分で始まった形だと思います。職員数や正職員に関しては、職員と同じような仕事をしっかりこなしていることは加味することができて、今回、ある程度の処遇改善になったことは、よかったと思います。

一方で、うちの町の職員体系は、ただ人数だけではないと捉えています。若い人たちから新任の方が入って、そして中堅、幹部になっていく形で、経験がある人や持続可能な自治体運営を担っていく部分では、年齢層にあまりでこぼこがあっては、役場の業務遂行には難しいだろうと思います。この年代の職員がとても少ないなど、おそらく過去にあったと思います。なかなか人材確保がままならないことも、業務の忙しさにつながっているのかも捉えています。新規の人たちを増やす、正職員を増やすことは、雇用としての救済や処遇改善につながるのかもしれないが、職員数や職員配置の問題、それぞれの職種における年代層、経験を加味した人事の職員構成であるべきと思います。

再任用制度の話が出た時に少し怖かったのは、再任用の方々が長く居ることで新しく入ってくる職員が限定されるのではないかと。そうなった時に年齢のバランスが不安になる。再任用の方々は、ある程度の期限もあるのでそういう部分はない。今後、会計年度任用職員制度が始まり、ある程度、パートの方や臨時の方の処遇改善が図られた。そして、これから業務として動いていく体制の中では、今後、新しい職員の採用は、年代のギャップがないようにしっかりと考えなければいけないと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 役場という一つのチームとして、ある世代に偏ることは、将来的に持続的な行政の運営体制が維持できない可能性があるため、各世代に職員がどれくらい分布しているかも把握しながら持続的に、特に団塊の世代の人が急激に足りなくならないような職員体制を組みたいと考えています。

●金盛議長 他、ありませんか。これを持ちまして、議案第31号から議案第33号までの質疑を終結いたします。

◇ 議案第31号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第31号、斜里町会計年度任用職員制度の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号について、採決を行います。議案第31号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第31号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第32号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第32号、斜里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号について、採決を行います。議案第32号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第32号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第33号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第33号、斜里町付属機関設置条例の制定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第33号について、採決を行います。議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第33号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第34号 ◇

●金盛議長 日程第10、議案第34号、斜里町奨学生ふるさとUターン促進条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 (議案第34号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容の説明が終わりました。これから、議案第34号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 今回のふるさとUターン促進条例の改正は、期間を延長する改正ですが、ほとんどのこの条例の中身は、斜里町が制度化している各種奨学資金を斜里町民の関係者が借りて勉学をして、斜里町に戻ってきて就職をした場合に一部の返還免除を行う制度です。Uターン促進条例が施行されてから、その利用実績はどのようになっていますか。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 二つに分けてお答えします。ふるさとUターン促進条例の適用を受けている方は、現在8名います。29年度で3名、30年度で5名います。この制度が施

行してから当町の奨学金の貸し付けを受けた方、平成29年度からについては、平成29年度分で13名、平成30年度分で13名、今年度は19名が貸し付け者になっています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 Uターン促進条例の前の奨学資金そのものの借入者は増えている傾向にあるということよろしいですか。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 先ほどの答弁の一部を訂正させていただきます。ふるさとUターン促進条例の適用を受けている方、29年度3名、30年度5名の計8名となっていました。29年度の対象者が3名、30年度の対象者が5名で、全部で8名ではなく、現在5名になっています。

ご質問のあった、増えているということであると、当町のふるさとUターン促進条例の貸し付けを受ける方は、数的にいうと増えています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 ふるさとUターン促進条例は、若い人たちが奨学資金を借りて大学や専門学校へ行って、たくさんの借金を抱えて卒業せざるを得ない実態についてよく聞きます。そういう中で、償還免除を一部でも町として実施することは、大変結構な制度だと思います。しかし、過日の委員会質疑などで説明を受けた中では、借りる人が非常に少ない。対象者も少なくなったという要因も一面ではあると思いますが、借りたいと希望する人が非常に少なくなっていると説明を受けてきました。数字で見ると増えてきていると見えますが、これらは実際のところどうでしょうか。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 この制度が始まってからを振り返ってみると、以前と比べると貸し付け者はかなり減少しています。ここ数年で比較すると増えている状況ですが、全体的に見て以前から比べるとかなり減少しています。その一番の要因は、少子化と考えています。少子化に伴っての貸し付け者の減少と若干の進学率の低下なのかと思っています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 少子化はいろいろな面に影響を与えていると思います。制度そのものは大変結構ですが、一方で、さまざまな職種、特に子育てや介護の分野で、町が関わる事業所や町そのものを行っている事業が多いですが、こういった分野で人手不足がみられます。

Uターン促進条例を一步進んで、いつの段階からがよいのか明確にはわかりませんが、奨学金を借りる時に、償還免除が適用される制度構築を考えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 もう一度質問よろしいですか。理解ができなかったので、もう一度お願いします。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 Uターン促進条例そのものは、期間を延長することは結構だと思いますが、一歩進めて、奨学資金を借りる段階で何らかの償還免除とするような制度の構築を考えてみてはどうかと聞いています。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 確認をさせてください。当町に戻ってくる方に対して一部免除の制度を設けています。それだけではなくもう少し拡大して、当町に戻ってこなくても免除制度を設けたほうがよいという趣旨でのご質問と理解してよいでしょうか。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 古くは昭和40年代頃に多くの人たちが借りていたと伺っています。その当時は町内に就職した場合に償還の免除を行う制度だったと承知しています。町内に帰ってきた場合に適応を受けるという考え方でよろしいと思います。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 この制度は、昨年度から斜里高校へ職員が出向いて、こういったUターン促進の条例という手法があることは、これから受験する高校生に対してと、4月に行っている保護者への説明会でも行っています。これから借りる進学する生徒やその家族に説明は行っています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 確認させてください。どこかに行ってしまうよりは、斜里町に籍を置いてここで暮らしていただきたい。そういう人が一人でも増えるようにということも十分に入っていると思います。職種に応じて人材確保のためという目的は、これにはさほど含まれていないと思います。町内で働いていただければそれに越したことはない。

この制度をつくった時から、例えば町内に帰ってきたが隣の町で仕事をしている方にもこの免除は適応されているのかの確認と、その場合、この制度を受けている方、最初に使っていた方が8名、現在は5名の中で、ほかの町で働いている方は何人いらっしゃるのかわかりますか。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 一点目の質問は、当町に転入して来ていただくことが条件になっているので、町外での就職については対象となっています。

現在の対象者の内訳というか町外、町内者の動向は、1名町外で就職されています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 Uターン促進条例で奨学金を受けているのは、ほかの市町村でもやっているところがあります。ある程度の職種に限ってこれを適応している部分は、この近隣でありますか。それをする事自体はこの制度とは違うし、奨学金そもそもからも違うと思いますが、そういう部分ではないでしょうか。そこの確認だけはさせてください。

- 金盛議長 伊藤企画総務課長。
- 伊藤企画総務課長 申し訳ございません。今、資料等を用意していないので、あらためてお答えさせていただきたいと思います。
- 金盛議長 他、ありませんか。若木議員。
- 若木議員 現在、Uターン促進条例の対象になり得る、今返済中の方の人数は何人でしょうか。
- 金盛議長 伊藤企画総務課長。
- 伊藤企画総務課長 現在、奨学金の返還を行っている方は、全部で122名いらっしゃいます。うち、このUターン促進条例の対象者は44名です。
- 金盛議長 若木議員。
- 若木議員 斜里町で人材が不足している部分とこの制度が上手くリンクできないかと考えますが、対象になる方が44人いる中で8人が適用を受けているので、ほかの方々は斜里町以外で仕事をして活躍している方々だと思います。保育士や介護の現場等で経験を積んだ方が、斜里町で不足している部分で働いてもらえることにつながるようになっていければ、もっとこの制度が上手くいくと思いますが、その部分についての今後の働きかけなどの考えはありますか。
- 金盛議長 伊藤企画総務課長。
- 伊藤企画総務課長 現在のUターン促進の方は、5名とご理解いただきたいのと、年に1回、貸し付けを受けてその後就職されている方、Uターンの適用を受けていない方、いわゆる戻って来ていない方には、個別にご案内しています。こういう制度があって斜里町に戻って来ていただければ、Uターンの適用になることを周知しているので、その辺については継続をしたいと思います。
- 金盛議長 他、ございませんか。これをもちまして、議案第34号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第34号討論・採決 ◇

- 金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第34号、斜里町奨学生ふるさとUターン促進条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。
(「なし」という声あり。)
- 金盛議長 討論なしと認めます。
これから、議案第34号について、採決を行います。議案第34号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(「なし」という声あり。)
- 金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第34号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 35 号 ◇

●金盛議長 日程第 11、議案第 35 号、職員定数条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 (議案第 35 号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容の説明が終わりました。これから、議案第 35 号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 資料 9 について質問します。病院事業において、新たな国保病院の改革プランの実施、今年から実施している透析患者への対応にあたるために、国保病院の職員定数を増員させることは当然だと思います。それは病院事業の継続にとって必要不可欠なものと理解します。

一方で、町長の事務部局を 138 に減らすことは、これで役場の業務に支障がでないかどうかお伺いします。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 今回の定数条例において、業務に支障がないということで改正をするものです。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 さまざまな委員会質疑でも職員の健康維持などについて話題になることがあります。そういう話題から類推すると、必ずしも現在斜里町の役場の業務は、十分な職員体制とはいえないと考えますが、どうでしょうか。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 確かに対外的、内面的に見てもかなり職員には負担をかけていますし、そういった意味では、病休に入っている職員も何名かいます。現状、限られたスタッフで行っているので、先ほどの定数改正もそれらを十分考慮した内容になっていると認識しています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 負担がかかっている勤務状態の中で定数を削減することは、今は削減されない状態での、定数を減らすことは、ますます負担が重くなると考えざるを得ないです。それは適正な業務の遂行ができなくなる恐れがあると思わざるを得ませんが、いかがですか。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 現在の定数を申し上げますと、町長部局は 116 という実数になっています。定数 138 に改正しても職員の数的にはまだ余裕があるので、そういった体制になっています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 別な観点から伺います。定数そのものは138だけれども、職員の配置数は116です。元々配置数そのものが少ないということです。143のままおいておけばよいのに、138に減らす意味はどこにあるのですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 この別表の中では、事務部局や企業会計など、そのほかに議会、選管、農業委員会、教育委員会、水道の部分で、一応の区分けはされています。また一つ数的にあるのは、238の大枠の斜里町職員としての定数です。従いまして、それらの定数については個別の部分もありますが、上限設定の意味合いが強く、これについては上限設定を変えなければならないという特別な理由はないと思っています。実際の職員の配置については、行革の方針でも定数とは別の部分で業務や欠員の状況を見極めながら全体を見渡していくことなので、定数と実際の職員数との間には、ある程度余裕を持った形で進めさせていただいているとご理解いただきたいと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 定数と職員の配置数との間には、余裕を持った状態であるべきではないかと私はそう思います。ですから、減らさないでそのままにしておけばよいのではとっています。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 減らさないということは、238から243になるということなので、それは現状の中でそこに踏み切れるだけの検討を加えていない部分があるので、ご理解いただきたいと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 理解できないので質問しています。238というのは、説明を受けてわかりましたが、実際の配置数と定数の間には一定の余裕が必要なのは、私もそこはそう思います。病院は必要不可欠で5人の増員が必要です、それは妥当だと思います。必要なところだけ増やして、実際の配置数についてどうしろと言っているわけではないです。定数そのものを病院以外のところを減らす必要性がどこにあるのかという話です。

●金盛議長 答弁保留のまま、昼食、休憩といたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時00分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。宮内議員への保留中の答弁から、増田総務部長。

●増田総務部長 宮内議員の質問に答える前に、午前中の櫻井議員の質問についてですが、少し調査に時間を要することから、後日あらためて答えさせていただきたいと思います。

宮内議員の質問は、事務部局、町長部局の定数は、そのままでもよいのではというお話でした。繰り返しになりますが、町長部局の定数と実数の間には、我々としては余裕があり、この中でどうにかやれるとと思っているので、全体の定数238の中で変えることなく対応できると思いますので、どうぞご理解いただければと思います。

●金盛議長 他、ありませんか。これをもちまして、議案第35号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第35号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第35号、職員定数条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 今、条例の改正は、附則において病院職員の定数を増やし、町長部局の職員定数を減らすものです。現在の斜里町役場における業務の体制は、相当程度すでに職員に対しても無理がかかった業務状況にあると考えます。病院が新たな改革プランに基づく改革を進めることや透析患者に対応するスタッフの充実を求めするために、病院に係る定数を増やすことは、当然妥当だと思いますが、その反面で町長部局の定数を減らすことは、今後、業務に支障をきたす恐れがあると考えます。よって、この条例改正における別表中の表に対して反対します。

●金盛議長 次に、賛成の討論ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 今回の条例改正に対して、賛成の意見を述べます。宮内議員がおっしゃった部分の中身に関わることでありますが、必要な部署に職員を配置することは、業務上必要なことです。この改正の内容を、今までの討議でお話を伺ってきましたが、ここの部分を変えたところで全体的な定数の上限設定の考え方を副町長から伺いました。その観点から考えると、町長の事務部局の人数が変わったとしても、その上限に関しての部分でしっかりと業務が遂行される定数になっていると思います。その部分では、最終的に定数条例そのものを今ここで変更するわけではなく、必要に応じて病院の業務をきちんと遂行できる、そのために取る処置としては、今回の条例改正は妥当なものと思うので、賛成します。

●金盛議長 ほかに討論ございませんか。これをもちまして、討論を終結いたします。

これから、議案第35号の採決を行います。この採決は挙手により行います。議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成 11)

●金盛議長 賛成多数であります。よって議案第35号については、原案のとおり可決されました。

午後1時05分

◇ 議案第36号 ◇

●金盛議長 日程第12、議案第36号、町税条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。茂木税務課長。

●茂木税務課長 (議案第36号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容の説明が終わりました。これから、議案第36号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第36号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第36号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第36号、町税条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第36号について、採決を行います。議案第36号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第36号については、原案のとおり可決されました。

午後1時12分

◇ 議案第37号 ◇

●金盛議長 日程第13、議案第37号、斜里町印鑑条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。平田住民生活課長。

●平田住民生活課長 (議案第37号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容の説明が終わりました。これから、議案第37号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第37号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第37号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第37号、斜里町印鑑条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第37号について、採決を行います。議案第37号について、原案のと

おり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第37号については、原案のとおり可決されました。

午後1時18分

◇ 議案第38号～40号 ◇

●金盛議長 日程第14、議案第38号、斜里町水道給水条例の一部を改正する条例についてから、日程第16、議案第40号、斜里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。榎本水道課長。

●榎本水道課長 (議案第38号～40号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容の説明が終わりました。これから、議案第38号から議案第40号までの3件について、一括して質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第38号～議案第40号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第38号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第38号、斜里町水道給水条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第38号について、採決を行います。議案第38号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第38号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第39号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第39号、斜里町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第39号について、採決を行います。議案第39号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第39号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第40号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第40号、斜里町公共下水道条例の一部を改正する条例について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号について、採決を行います。議案第40号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第40号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第41号～43号 ◇

●金盛議長 日程第17、議案第41号、令和元年度斜里町一般会計補正予算（第3回）についてから、日程第19、議案第43号、令和元年度斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてまで、3件を一括議題といたします。

それでは、日程第17、議案第41号から日程第19、議案第43号までの各会計補正予算の説明を受けます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第41号～43号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容の説明が終わりました。まずはじめに、議案第41号、令和元年度斜里町一般会計補正予算（第3回）について質疑を受けます。歳入、歳出全般にわたって、ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 10ページの2款、総務管理費の国立公園内園地管理費ですが、この自然センターの部分については、光回線整備が整ったことの整備費用と聞きました。観光には光回線整備が必要ということで、これは事業者による整備かと思いますが、この事業者が整備するにあたって事業者への要請などは行ってきたものですか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 町としてもNTTの回線業者に光回線を要望してきたので、それに伴いこのたびの光回線の工事をすることになり、それに対する町の投資的な負担分になっています。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 要望が叶い、観光客が利用しやすくなり大変喜ばしいことだと思います。そ

の一方で、農村地域への光回線整備も斜里町として要望を挙げてきた経過があると思います。こちらについて要請は行っていましたか。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 この間の経過でNTTと何度か接触する機会があり、それは就任のあいさつなどの経過の中で、当町のデジタルディバイドの課題や整備要望なども幾度となくしています。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 そのような中で、今回、自然センターの光回線整備が行われたと同時に、斜里町内の農村地域も一部広がりがありますが、その部分ですとまだ全域的ではないという課題があると思います。こちらについては今後どのように進めていくのか、さらに要望を挙げていくのか、そこら辺の考えを教えてください。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 今NTTが行っている事業の推移を見定めて、その後、当町としても考えていきたいと考えています。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 見定めた後に当町として考えるということは、事業者へのエリア拡大の要請は、行わないということですか。

●金盛議長 伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 要望は現在も行っていて、できる限り広範囲という要請はしています。その中で、NTTの事業の範囲で拡大になったので、今はそれを見守って、今後さらに状況を見極めながら追加要望など整備について協議ができればと考えています。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 次の質問です。歳入歳出の両方に関わりますが、歳出ですと6款、農林水産費の農業費、農業振興費です。蔓延防止対策で支出額が同額、道費のほうで歳入として計上されています。こちらは、斜里町が取り組む内容について、メニューが決められたものに取り組むので、同額が歳入として受け入れられるのか、それとも斜里町が行う蔓延防止対策について歳入は全額委託金として入るのか、その考えを教えてください。

●金盛議長 高橋農務課長。

●高橋農務課長 今回の委託金については、基本的に国が北海道に交付している消費安全交付金を財源にして、北海道が蔓延防止に必要な地元で行う取り組みに対して委託をして、その委託を受けて市町村が実施する取り組みに対して10分の10の交付を受けて行うものです。用途については、今懸念されている病害虫の蔓延を防止するために地元の役割とされている町民や観光客への周知対策や地元農業者の行う取り組みなどに対して委託金が配分されます。町だけではなく農業協同組合も北海道から委託を受けて、さまざまな蔓延防止対策についてこのたび行うことにしているので、町に係る部分を今回計上させていた

いただきました。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 斜里町が取り組むものについて、全額、10分の10ということで考えてよいですか。

●金盛議長 高橋農務課長。

●高橋農務課長 基本的には10分の10の制度の中でいただくものですが、用途については、今年度は現在の北海道で持っている予算の流用で配分されているので、その総額の中で調整は十分あり得ました。その中で今年度に行うべき業務について満額をいただきました。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 JAがほとんど中心になっていますが、今回の蔓延防止については、生産現場でのさまざまな前例を踏襲しながらも、斜里町における課題を整理しながらいろいろ取り組んでいると聞いています。10分の10のことですが、予算の残高の調整の中ということがあります、その部分ですと出荷が始まっている中で、絶対に取り組みなければいけない部分で、国や道からの予算を超える部分の支出が生じた場合、町として支援する考えはありますか。

●金盛議長 高橋農務課長。

●高橋農務課長 今年の委託金は、JAでは原料の搬出車両の土が飛散ないように幌掛けをする対策や圃場から出る際の洗浄に必要な水のタンクなどをリースするための費用については、すでに委託金として要望して配分されると聞いています。併せて防除区域の中から土付きの農産物を地区外に出すにあたって移動制限が国からの指導であるので、住宅付近にあるなどで、一時原料を堆積するストックポイントがその地域にない農業者もいて、そういった方については、その地域の中に新たにストックポイントを整備しなければならないので、取付道路付近に土場を整備するための原材料費についても、約130カ所分の見立てでJAは要望して、最終的な金額の調整はあるかもしれませんが、概ね配分されると聞いています。

斜里町の農家だけではなく、その地域にある他町からの入作者の所属のJAでも同じような取り組みがされていると聞いています。今の段階では、北海道の委託金で充当されると判断しているので、もしそこで充当されない部分の経費が出た時は、あらためてJAなどと協議をしながら必要な支援や検討はしたいと考えています。

●金盛議長 他、ありませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 10ページの、先ほど若木議員からも質問のあった知床自然センターのネット回線の活用に関して伺います。自然センターのネット回線は、現在、知床自然センターの指定管理委託に係る部分としての計上になっています。隣接する鳥獣保護センターや100平方メートル運動ハウスのネット回線とWi-Fiの提供の部分は怎么样了

か。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 今回予定しているのは、自然センター本館と裏の鳥獣保護センターまでについては、インターネット回線を提供できる形で整備をする予定です。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 鳥獣保護センターは、光回線が十分に使えますか。建物が環境省の部分になっていますが、一緒に敷設して利用可能ということですか。

100平方メートル運動ハウスなどには、光回線というよりもWi-Fiの利用ができるようになっているのか伺います。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 鳥獣保護センターについては、光回線が提供できるように整備を進めることにしています。

100平方メートル運動ハウスについては、現在、インターネット回線がまだいない所なので、今後の利用状況等々を見ながら検討する形になると考えています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 鳥獣保護センターは整備が進んでいて、まだできていないという形ですね。

もう一点伺います。100平方メートル運動ハウスなどに関しての光回線は、ぜひやったほうがよいと思います。100平方メートル運動に関しての理解を深めることや啓もう活動では、100平方メートル運動ハウスにはいろいろな方が、これは何だろうということで入っています。電気は点きますが、中の部分でこうした取り組みに関して、待ちに待った回線なので、そこでいろいろ提供できるメニューがたくさんあると思います。

スクリーンを置いているかわかりませんが、そういった部分に今までの活動などを流したり、そういう啓もうをするにあたってネット回線の利用は必要と思います。今回、外構なども工事が入りますが、そういった部分での100平方メートル運動推進のためにこうしたネット回線、要するにICTを使う考えはないのでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 100平方メートル運動に関するいろいろなレクチャー等々を含めては、今は自然センターでレクチャールームを設けて、そこで実施しています。100平方メートル運動ハウスについては、町の取り組みの象徴的な部分と考えているので、今後、建物全体の整備等々を検討している段階なので、その中であらためて検討できればと考えています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今回、自然センターの中で、主に業務に使う形ですが、利用者の方にWi-Fiとしての提供を今までもされていたと思います。その辺のWi-Fiの提供の回線やセキュリティなどは、構築されたフリーWi-Fiの形で利用できる体制になっています

か。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 現在も自然センターについては、W i - F i 環境で衛星回線を使って提供しています。光回線が通った段階でも同じようにセキュリティ環境は整備した上で、W i - F i の提供を考えています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 国立公園内園地管理には関係ないですが、先ほども若木議員が言っていたように、ここまで光回線が引かれたということは、ウトロ地域は光回線の敷設が意外と早い状況でした。しかし網羅できていない部分がありましたが、今回の工事は、ウトロ地域から幌別を通過して上がってきた形での回線ですか。途中ホテルがあり、そのホテルからこちら側は、今までは回線の敷設がなく使えない部分がありました。そこは今回の敷設によって網羅できましたか。

もう一点、ウトロ高原のほうに関しても光回線の未整備地区がありました。その辺の関係はどのようになっていますか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 自然センターへの光回線とは別のことかと思います。ウトロ東地区については把握していませんが、ウトロ高原地区については、少なくともADSLを利用されている方がいて、光への切り替えが行われると聞いています。

●金盛議長 他、ありませんか。これをもちまして、議案第41号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第42号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第42号、令和元年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第42号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第43号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第43号、令和元年度斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第43号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第41号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。議案第41号、令和元年度斜里町一般会計

補正予算（第3回）について討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号について、採決を行います。議案第41号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第41号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第42号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第42号、令和元年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号について、採決を行います。議案第42号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第42号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第43号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第43号、令和元年度斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第43号について、採決を行います。議案第43号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第43号については、原案のとおり可決されました。

◇ 散会宣言 ◇

●金盛議長 本日はこれもちまして、散会といたします。

午後2時14分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員